

改正

令和元年10月29日告示第13号

清須市広告付番号案内表示機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、広告付番号案内表示機の設置に係る行政財産の貸付けについて、清須市財産管理規則（平成17年清須市規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの基準)

第2条 貸付けに係る広告付番号案内表示機の種類、設置場所等は、別に定める。

(設置事業者の選定等)

第3条 広告付番号案内表示機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）は、原則として、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の方法により選定するものとする。

2 前項のプロポーザルの実施に関し必要な事項は、別に定める。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、5年以内とする。

2 清須市財産管理規則第8条の2において準用する同規則第9条第2項の規定にかかわらず、貸付期間の更新は行わないものとする。

(貸付料の改定)

第5条 貸付期間の途中において貸付料の改定はしないものとする。

(広告の掲載対象)

第6条 広告付番号案内表示機の広告掲載に関する基準は、清須市広告掲載要綱（令和元年清須市告示第11号）第3条第2項及び清須市広告掲載基準（令和元年清須市告示第12号）第2条から第4条までの規定による。

2 前項に定めるもののほか、人材募集広告について、労働基準法等関係法令を遵守していないものは、広告掲載の対象としない。

(光熱費)

第7条 広告付番号案内表示機の光熱費は、設置事業者が負担するものとする。

(貸付料等の納付)

第8条 貸付料は、原則として、年1回の納付により前納させるものとする。ただし、特段の事情

があると市長が認める場合は、均等分割により納付させることができる。

2 光熱費は、原則として4月分から9月分までを10月に、10月分から翌年3月分を同年4月に納付させるものとする。

3 設置事業者が納付期限までに貸付料又は光熱費を納付しない場合の処分、手続その他の行為は、清須市税外収入に係る延滞金に関する条例（平成17年清須市条例第58号）の例による。

（用途の指定）

第9条 貸付財産に係る契約を締結するときは、設置事業者に対して、当該貸付財産の用途を広告付番号案内表示機の設置場所に指定するものとする。

2 前項の規定により指定した用途（以下「指定用途」という。）は変更しないものとする。

3 市長は、貸付期間中において、定期又は随時に実地調査を実施し、設置事業者による貸付財産を指定用途に供する義務その他の契約に基づく義務の履行状況について確認するものとする。

（現状変更）

第10条 設置事業者は、貸付財産の現状を変更してはならない。

（権利の譲渡等）

第11条 設置事業者は、貸付財産を転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

（契約の義務違反に対する措置）

第12条 市長は、貸付期間中において、設置事業者が指定用途以外の用途に供したときは、貸付料の1年分に相当する額（以下「貸付料年額」という。）に3を乗じて得た額の違約金を設置事業者から徴収するとともに、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、当該期間内に履行しないときは契約を解除する旨を設置事業者に通知するものとする。

2 市長は、設置事業者が前項の期間内に指定用途に供しないときは、契約を解除するとともに、設置事業者に対して貸付財産の明渡しを求めるものとする。

3 市長は、設置事業者が貸付財産を転貸し、又は賃借権を譲渡したときは、貸付料年額に3を乗じて得た額の違約金を設置事業者から徴収するとともに、相当の期間を定めてその取消しを求めるとし、当該期間内に履行しないときは、契約を解除する旨を設置事業者に通知するものとする。

4 市長は、設置事業者が前項の期間内に取消しの措置を取らないときは、契約を解除するとともに、設置事業者に対して貸付財産の明渡しを求めるものとする。

5 市長は、設置事業者が実地調査及び報告の拒否等をしたときは、直ちに是正を求め、貸付料年額と同額の違約金を徴収するものとする。

(適用除外)

第13条 この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 施設を取壊し、改修工事等により、広告付番号案内表示機を設置する期間が短期間となる場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が認める場合

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月29日告示第13号)

- 1 この告示は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 第1条から第6条までの規定による改正後の各告示の規定は、この告示の施行の日以後に募集を行うものについて適用し、この告示の施行の前日に募集を行ったものについては、なお従前の例による。